

# 流動資産担保融資保証のご案内

## (略称：ABL保証)

### 流動資産担保融資保証（ABL保証）とは……

従来ほとんど利用されていなかった**売掛債権**及び**棚卸資産**(それらを総称して**流動資産**といいます。)を担保として金融機関から融資を受ける際に利用することのできる保証です。中小企業の皆さんが不動産担保や保証人がなくても借入できるよう応援する制度です。

### 国の施策にもとづく保証制度です

流動資産担保融資保証（ABL保証）は、不動産担保によらない新たな資金調達方法として、国が創設し利用促進を図っている保証制度です。

### 担保にできる流動資産は……

**売掛債権**及び**棚卸資産**が対象となります。

#### 1 売掛債権

次の売掛債権のうち、売掛先が国内の事業者（官公庁を含む）であるものが対象となります。

売掛金	割賦販売代金	運送料	診療報酬	工事請負代金	その他の報酬債権
-----	--------	-----	------	--------	----------

- サービスの提供による売掛債権も対象になります。
- 化体手形(売掛債権支払のため振り出された手形)も担保に出来ます。

#### 2 棚卸資産 ※法人のみ利用できます。

棚卸資産は、中小企業者が行う事業により生じ、または生じる予定のものであり、かつその中小企業者の決算書に計上され、または計上される予定のもものが対象となります。

具体的には、商品仕入れによる在庫商品のほか、製造業における製品在庫などを含みます。また、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品等も含みます。

固定資産として計上される機械設備や車両運搬具などは含まれません。

- 本制度の対象となる棚卸資産の種類は、動産譲渡登記を行うことができるものとなります。
- 動産譲渡登記ができるものであっても、維持・管理に高額な費用やノウハウが必要なものや、処分費用が担保価値を上回ってしまうものなどは担保として不適格です。



## 担保の保全（対抗要件の具備）手続きとは……

売掛債権及び棚卸資産を担保として譲渡した後、借入する前までに、以下のいずれかの手続きをとっていただきます。

### 1 売掛債権の場合

- ① 売掛先の企業から承諾を得る方法（「異議を留めない承諾」）
- ② 売掛先の企業に対して通知を行う方法（「通知」）
- ③ 債権譲渡登記制度に基づいて「登記」する方法（通知の「留保」）（法人で根保証を利用する場合）

※ 承諾が最も簡単かつ一般的な方法で、掛目も有利ですので「承諾」をお勧めします。

※ 貸付時点から化体手形を担保とする場合、保全手続きは不要です。

### 2 棚卸資産の場合

○ 動産譲渡登記制度に基づいて「登記」する方法（法人で根保証を利用する場合）

※ 「登記」に加えて、民法の「占有改定」または「指図による占有移転」を受けることも可能です。

※ 担保の保全手続きは、金融機関と中小企業者のみなさんが共同でおこないますので、手続きに不慣れでもご心配はいりません。

## 流動資産担保融資保証の活用事例

事例A	優良な売掛債権を担保とすることで、不動産を担保とした借入りに匹敵する資金調達ができる。
事例B	本制度で運転資金の資金繰りに対応し、不動産担保で設備投資を行った。
事例C	回収期間の長い売掛債権を担保として活用し、手元流動性を高めたことが利益率上昇に結びついた。
事例D	本制度を根保証方式で活用し、機動的な仕入れで更なる業容拡大が図れた。

## 風評被害の防止について

売掛債権の利用について、売掛先（取引先）等から資金繰りが厳しいのかと言われ、利用により風評被害が発生することが心配との声が聞かれます。売掛債権の利用促進は国の施策です。平成13年12月のスタート以来、多くの中小企業の方々にご利用いただき、売掛債権を有効に活用できる制度として定着してきております。売掛先の事業者におかれましては、本制度の普及、利用促進にご協力ください。

### 【売掛先の皆さまへ】「債権譲渡禁止特約」の解除にご協力ください

- 本制度の利用を希望する中小企業者と売掛先との取引契約等において債権の譲渡を禁止する条項があると、中小企業者は本制度を利用できません。本制度の利用者に対して、各省庁や地方自治体等では債権譲渡禁止特約の解除の動きが広がっています。取引先企業から、本制度を利用するため債権譲渡禁止特約解除の依頼があった場合は、特約の解除をご承認くださいますようお願いいたします。
- 解除の方法（次の①もしくは②の方法によります）
  - ① 債権譲渡禁止特約に但し書きを設ける。  
（例）「乙（利用者）は個別契約に基づく権利の全部又は一部を書面による甲（売掛先）の承諾を得ない限り、第三者に譲渡してはならない。ただし、乙が、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。」
  - ② 「債権譲渡特約解除依頼書」（所定書式）に売掛先が記名・捺印し解除する。

# 流動資産担保融資保証（ABL保証）の概要

対象者	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者。																		
保証限度額	(1) 保証限度額 2億円 (2) 保証割合 80% (割合保証) (金融機関からの借入限度額2億5,000万円) 根保証又は個別保証(売掛債権のみ)がご利用いただけます。																		
貸付形式	根保証の場合 当座貸越 個別保証の場合 手形貸付																		
保証期間	根保証 1年間(期間延長・更新も可能) 個別保証 1年以内(未発生債権を引当としない場合6ヶ月以内)																		
掛目	売掛債権	<p>1 当座貸越根保証の場合 極度額の上限金額 = 売掛債権の見積額(※) × 掛目                  ※ 過去1年間の平均月商額に平均サイトを乗じた額。                  ※ 季節的要因等により月商額に大幅な変動がある場合はピーク月商額×サイトとすることも可能。</p> <p>2 個別保証の場合                  ① 既発生債権を返済引当とする場合 貸付上限金額 = 売掛債権金額 × 掛目                  ② 未発生債権を返済引当とする場合 貸付上限金額 = 以下のaとbのいずれか高いほう                  a 未発生債権金額 × <math>\frac{\text{契約締結日} \sim \text{借入申込日(月数)}}{\text{契約締結日} \sim \text{役務提供完了予定日(月数)}} \times \text{掛目}</math>                  b 未発生債権金額 × 1/2 × 掛目</p> <p>○ 売掛債権に対する掛目                  「売掛先」と「担保の保全(対抗要件の具備)手続」によって以下のとおり定められます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売掛先 担保の保全手続</th> <th>一般企業</th> <th>店頭・新興市場 上場有配企業</th> <th>官公庁 上場有配企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売掛先の承諾を得る</td> <td>80%</td> <td>90%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>売掛先に通知する</td> <td>75%</td> <td>85%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>法務局に登録する</td> <td>70%</td> <td>80%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 貸付時点から化体手形を担保とする場合、掛目は「売掛先の承諾を得る」場合と同じです。</p>		売掛先 担保の保全手続	一般企業	店頭・新興市場 上場有配企業	官公庁 上場有配企業	売掛先の承諾を得る	80%	90%	100%	売掛先に通知する	75%	85%	95%	法務局に登録する	70%	80%	90%
	売掛先 担保の保全手続	一般企業	店頭・新興市場 上場有配企業	官公庁 上場有配企業															
売掛先の承諾を得る	80%	90%	100%																
売掛先に通知する	75%	85%	95%																
法務局に登録する	70%	80%	90%																
棚卸資産	<p>極度額の上限金額 = 棚卸資産の見積額(※1) × 掛目(30%)(※2)                  ※1 原則として直近の簿価によるが、季節的要因等により残高に大幅な変動がある場合はピーク残高とすることも可能。                  ※2 第三者の客観的評価が得られた場合は70%を限度として引き上げることが可能。</p>																		
保証料率	保証金額に対し0.68%																		
返済方法	根保証の場合：約定弁済又は非約定弁済(随時弁済)のいずれも差し支えありません。 個別保証の場合：返済引当とした売掛債権の支払期日に、一括して返済していただきます。ただし、複数口の売掛債権を返済引当として一本の手形貸付とすることもでき(束ねた売掛債権の回収日が1ヶ月以内に収まる必要がある)、個々の売掛債権の支払期日が到来する都度、返済することができます。																		
担保・保証人	担保：申込人の有する流動資産のみを譲渡担保として徴求します。ただし、個別保証の場合は、売掛債権のみを譲渡担保として徴求します(金融機関と信用保証協会の(準)共有とする)。 保証人：法人代表者以外、保証人は徴求しません。 対抗要件具備方法：売掛債権については、民法の「通知又は承諾」若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づく「登記」(以下、「登記」という。)によります。棚卸資産については「登記」に限ります。ただし、「登記」に加えて、民法の「占有改定」又は「指図による占有移転」による対抗要件を具備することもできるものとします。																		
本店	〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館4・5・6階	高崎支店 保証第一課・第二課 〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2 TEL 027-362-7733																	
保証統括部		桐生支店 保証課 〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号 桐生商工会議所会館4階 TEL 0277-43-6211																	
保証推進課	TEL 027-231-8875																		
企業支援課	TEL 027-219-6003																		
営業部		太田支店 保証課 〒373-0851 太田市飯田町1180番地 TEL 0276-48-8811																	
保証第一課	TEL 027-231-8818																		
保証第二課	TEL 027-231-8819																		